

神奈川県循環型社会づくり計画の改定案について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画である神奈川県循環型社会づくり計画の改定に取り組んでおり、令和5年8月の第77回環境審議会にて、改定素案について審議を行った。その後、令和5年第3回定例会環境農政常任委員会での審議、県民意見募集及び市町村への意見照会を経て、このたび改定案を取りまとめた。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和5年10月11日～11月9日

イ 意見募集の周知

- ・ 記者発表
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、資源循環推進課
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信
- ・ 市町村への周知依頼
- ・ 附属機関、関係団体等への周知

(2) 市町村への意見照会

令和5年9月27日～10月13日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 19件（県民13件、市町村6件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般に関すること	2件	0件	2件
(イ) 「Ⅰ はじめに」「Ⅱ 計画改定の背景」に関すること	0件	0件	0件
(ウ) 「Ⅲ 基本理念」「Ⅳ 計画目標」に関すること	0件	0件	0件
(エ) 「Ⅴ 施策事業体系」「Ⅵ 計画の推進」に関すること	9件	4件	13件
(オ) 「資料編」に関すること	0件	2件	2件
(カ) その他	2件	0件	2件
合 計	13件	6件	19件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した意見	4件	1件	5件
(イ) 既に計画に反映されている意見	1件	1件	2件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	7件	2件	9件
(エ) 計画に反映できない意見	1件	2件	3件
(オ) その他	0件	0件	0件
合 計	13件	6件	19件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画に反映した意見

- ・ リチウムイオン電池は、中国企業の製品など回収先が分からないものの回収が課題であるが、コラム一つ載せて終わりでは、何のための計画か分からない。
- ・ 施策事業体系の大柱Ⅰ－3(1)②(P.31)の事業説明では、「NPOや企業等と連携」とあるが、○で示された具体的な事業では、「NPOや企業」しか記載されておらず、「等」は入らないのか。
- ・ 熱回収に回されるモノを減らし、マテリアルリサイクル、さらには水平リサイクルできるモノを増やすため、県民に対して、プラスチック等に関する課題や排出の方法など具体的な事例を示しながら啓発を進めてほしい。
- ・ ペットボトルは、使い捨てプラスチックとは異なり水平リサイクルが進んでいることを記載してほしい。

(イ) 既に計画に反映されている意見

- ・ 可燃ごみ中の紙類の混入は課題であり、県民への啓発など古紙のリサイクルに繋がる取組をしてほしい。また、紙類でも素材によってリサイクルしている市町村とそうでない市町村に分かれており、県全体としてリサイクル可能な素材を増やす施策をお願いする。
- ・ ごみ処理施設の更新には多くの市町村が不安を抱えており、ごみ処理施設の広域化・集約化については、これまでの事業も振り返り、市町村と向き合いながらさらに進んだ取組を期待する。

(ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 県内で木くずを処理してできた木質ペレットについて、災害時の簡易トイレの吸水材や非常用携帯燃料として行政において活用してほしい。
- ・ 家庭から出る生ごみについて、韓国のように都市でも堆肥化やバイオマス発電等で活用をしてほしい。また、公園のコンポストを用いて、行政と市民の協働により堆肥を作り、公園で使用することで地域資源の循環にもなる。

- ・ 鎌倉で市が参画し、飲食店でテイクアウト容器を共有する取組が始まったが、地元の企業からプラスチック以外にも含めたサステナブルな容器を公募し、県内企業に参画してもらおうと地元経済の活性化につながる。
- ・ マイクロプラスチックの発生要因としては、衣服のアクリル繊維やタイヤ摩耗紛由来が大きく、企業に対して働きかけることの方が重要である。計画には、企業の取組を促進する施策を記載する必要がある。
- ・ 県民の中でリユースを受け入れる土壌が出来つつある今、びんや缶など日常的に流通・消費されている商品容器のリユースの取組を支援するなど具体的なリユース施策の実施をお願いする。
- ・ 県民が意識を持って県民の役割を果たすためには、事業者の協力や市町村からの啓発等が必要不可欠であり、積極的に取り組む県民や事業者へのサポート、インセンティブの付与、市町村への補助なども含め、具体的な計画の検討をお願いする。
- ・ 不法投棄について、最終的に処理を行うのは市町村であり、県主導で撲滅に向けた取組を強化してほしい。
- ・ 災害廃棄物の処理について、発災時に対する市町村の準備は限界があるため、仮置場設置時の敷鉄板などの資機材の確保など、県の支援体制を強化して欲しい。

(エ) 計画に反映できない意見

- ・ ごみ焼却のために税金で燃料を購入しているが、燃料費を掲載してほしい。

2 素案からの主な変更箇所

(1) 「V 施策事業体系」について

- ・ 大柱Ⅰ－3(1)②の事業中「NPOや企業」に「等」を追加した。(P31)
- ・ 大柱Ⅱ－1(4)に「④リチウムイオン電池等処理困難物の適正処理の促進」を追加した。(P36)

(2) その他

- ・ 県のこれまでの取組に係るコラム中のマイボトルの利用促進に係る記載を修正した。(P8)
- ・ コラム2点(①ペットボトルのリサイクルに関するもの、②マイクロプラスチックに関するもの)を追加した。(P28、32)

3 今後のスケジュール(予定)

令和6年2月 県議会へ改定案を報告

3月 計画改定・公表